

第1章

消費者基本計画 策定の背景・経緯

第1章

消

費者基本計画策定の背景・経緯

1 計画策定の背景

札幌市では、平成6年に札幌市消費生活条例(以下、「消費生活条例」という。)を制定し、生活物資等における危害等の防止、生活物資等の確保・物価安定、消費者被害の救済等に関する施策を進めてきました。

その後、高齢化や高度情報化の進展などの消費者を取り巻く環境の変化や、複雑化・多様化する消費者問題及び新たな手口による悪質商法などに対応するため、平成19年に消費生活条例を全部改正しました。

改正後の消費生活条例においては、7つの消費者の権利を掲げ、これら「消費者の権利の確立」と、「消費者が自主的かつ合理的に行動するための自立の支援」を基本理念としています。また、この基本理念に則り、市は、消費者施策を総合的かつ計画的に推進するための基本となる計画(以下「基本計画」という。)を策定することとなっています。

これを踏まえ、平成20年9月に「第1次札幌市消費者基本計画(平成20年度～24年度)」を策定し、それに続く「第2次札幌市消費者基本計画(平成25年度～29年度)」を策定しました。

また、平成24年12月に施行された「消費者教育の推進に関する法律(以下「推進法」という。)」において、消費者教育の推進に関する施策についての計画である「消費者教育推進計画」を策定することが、市町村の努力義務として規定されたことを踏まえ、平成27年3月に第2次基本計画の一部として「札幌市消費者教育推進プラン(以下「消費者教育推進プラン」という。)(平成27年度～29年度)」を策定しました。

このたび両計画の計画期間が終了することから、消費者施策を一体的に推進するため、両計画を一体の計画として統合し、第3次札幌市消費者基本計画として策定します。

<札幌市が掲げる消費者の権利>

- ◆消費生活を営むうえで生命、身体及び財産を侵害されない権利
- ◆公正な取引により、良質な商品及びサービスなどを提供される権利
- ◆消費生活を営むうえで必要な情報を速やかに提供される権利
- ◆消費生活を営むうえで不当に受けた被害から適切かつ迅速に救済を受ける権利
- ◆消費者の意見が市が実施する消費者の利益の擁護及び増進に関する施策及び事業者の事業活動に適切に反映される権利
- ◆消費者の自主的な組織化及び行動が保障される権利
- ◆自立した消費生活を営むために必要な教育を受ける権利

2 第2次基本計画策定の経緯

第1次基本計画においては、消費者被害の未然防止や救済を中心とした施策を進め、消費者被害防止ネットワーク事業の推進や、インターネット消費生活相談の開始等の相談体制の整備・強化、消費者への啓発や情報提供の充実を図ってきました。

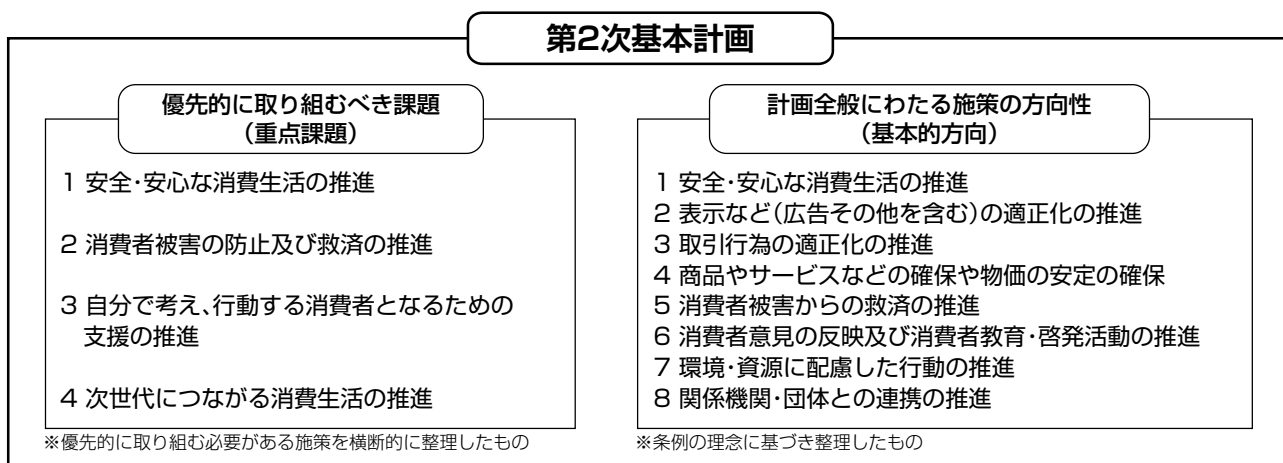
一方、新たな手口の悪質商法の登場やインターネット関連の消費者トラブルの増加、また、東日本大震災や食の安全・安心を脅かす事件の発生により、これまでの生活スタイルの見直しや、消費生活における安全・安心に対する意識が高まりました。

こうした消費者を取り巻く状況の変化の中、①これからの消費者には、自らの利益を守るための市場行動だけでなく、日々の消費生活について考え、発言し、行動すること、自立した消費者として社会参加することで、「消費者市民社会^{*}」の形成に参画することが求められること、②依然として消費者からは多くの相談が寄せられているほか、消費生活の安全や安心を脅かす事件が発生しているなど、安全で安心できる暮らしを確保するための取組がますます重要となっていることが考えられました。

第2次基本計画においては、第1次基本計画から引き続き「消費者の権利の確立と自立の支援」という消費生活条例の基本理念のもと、相談体制などの整備を進めつつ、消費者教育・啓発を充実し、自ら考え、判断する消費者の育成を支援することとし、下図のとおり、優先的に取り組むべき課題を「重点課題」として掲げました。そして、課題の解決や消費者の権利の確立に向け、消費生活条例の目的と理念を実現するための施策を「基本的方向」として整理し、各部局の施策と連携して消費者施策を推進しています。(計画期間：平成25年度～29年度)

※「消費者市民社会」

消費者が、個々の消費者の特性及び消費生活の多様性を相互に尊重しつつ、自らの消費生活に関する行動が現在及び将来の世代にわたって内外の社会経済情勢及び地球環境に影響を及ぼし得るものであることを自覚して、公正かつ持続可能な社会の形成に積極的に参画する社会をいう。(推進法第2条第2項)



3 消費者教育推進プラン策定の経緯

社会経済活動の中で、消費活動は大きなウェイトを占め、消費者の行動が経済社会に対して大きな影響を与えています。また、東日本大震災の経験から、特に非常時、緊急時において、消費者は自己の利益のみに終始した消費行動ではなく、他者への配慮や社会的な影響にも高い関心を持ち、行動することがより強く求められることが明らかになりました。

これらの社会経済情勢と消費者の置かれた状況から、「自ら考え行動する」自立した消費者の育成が課題となり、消費者教育の必要性が高まったことから、国は消費者教育の推進のため、平成24年12月に推進法を施行、平成25年6月には「消費者教育の推進に関する基本的な方針」を閣議決定しました。

推進法第2条で、消費者教育は「消費者の自立を支援するために行われる消費生活に関する教育(消費者が主体的に消費者市民社会の形成に参画することの重要性について理解及び関心を深めるための教育を含む。)及びこれに準ずる啓発活動をいう。」と定義されています。そして、地方公共団体はその区域の社会的、経済的状况に応じた消費者教育施策を策定し、実施する責務を有し、推進法第10条第2項に、市町村は消費者教育の推進に関する施策についての計画を策定する努力義務が規定されました。

札幌市では、国の動きを踏まえ、第2次基本計画において消費者教育推進計画の策定を行うこととし、平成27年3月に消費者教育推進プランを策定しました(計画期間：平成27年度～29年度)。

消費者教育推進プランでは、「自ら考え、判断することのできる消費者を育てるための消費者教育」を理念とし、その理念を実現するための「目指す姿」として、「市民ひとりひとりの身近なところで、消費者教育が実践されていること(場)」、「市、学校、事業者、団体及び市民ひとりひとりが、学びあって成長していけること(担い手)」、「必要なことがわかりやすく、適切な方法で学べること(デザイン)」の3つを掲げています。

<消費者教育推進プランの構成>

